

今月のテーマ

高松手話通訳訴訟 力を合わせて「勝ち取った」和解

■手話通訳派遣が 断られる

この裁判の原告Iさん（高松市在住、当時40歳）は、聴覚障害をもち、「手話」で話そう者です。そして、健聴の娘さん2人（当時高校3年生と中学生）の「お母さん」です。

Iさんは、行政の手話通訳派遣を利用しながら一所懸命子育てをしてきました。手話通訳派遣とは、障害者総合支援法に基づいて、聴覚障害者への意思疎通支援事業として、公費で行われている市町村の事業です（無料）。

Iさんは、2011年6月、当時高校3年生の長女から、「東京の専門学校に進学したい」と相談

能です。また、理由②の点についても、高校までに限る根拠は全くありません。高校3年生の進路選択は非常に重要なものです。結局、Iさんは、しかたなく手話通訳費用を自己負担して説明会に参加しました。

■裁判に立ち上がる！

これまでも高松市の手話通訳派遣は断られることが多く問題がありました。そこで、Iさんは、2012年2月、自分のためだけでなく、高松市の聴覚障害をもつ仲間、さらには、全国の障害をもつ仲間が、安心して意思疎通等の支援を受けられる法律、制度改正のため、勇気を出して立ち上がり裁判を起しました。裁判では、高松市を被告として①手話通訳派遣却下処分取消、②自費で負担した手話通訳派遣費用5140円、③慰謝料10万円を求めました。

手話はろう者の大切な「言語（ことば）」で手話通訳派遣は不可欠なものです。2011年8月に改正された障害者基本法、2014年1月に日本が批准した障害者権利条約には「手話は言語」とはっきり規定されています。Iさんの裁判は、「手話は言語」と改正

した障害者基本法の意味を問う重要な裁判だったので、高松だけでなく、全国からも多大な支援を受けました。弁護士も聴覚障害をもつ弁護士5人を含む全国の約40名の弁護士によって組まれました。なお、私は高度難聴の弟をもつ「きょうだい」の立場です。「私は聴こえるけれど…」、自分がきょうだいとして感じてきたさまざまな思いがあり、弁護士の中でも、家族としての立場から、Iさんの娘さんに近い立場で裁判に関わっていきたく思っていました。裁判が始まったのは、私が弁護士になったのと同時期で、この裁判がきっかけで手話や運動に関わるようになりました。

■「知る・聞く」権利

弁護士は、今回の東京の専門学校への手話通訳派遣を断った処分、市の要綱、運用基準が、憲法上の聴覚障害者のコミュニケーション・意思疎通支援を請求する権利、「知る・聞く」権利（第21条）に違反する、と主張しました。人間は、さまざまな考え、情報を発信、受信し、他者と議論をしながら、自己を高めて人生を充実させ、社会参加、支え合いを行うも

のです。民主主義において、よりよい社会を作るためには、少数者である障害者の意見こそ積極的に発信され、議論されるべきです。そのためには、手話通訳、要約筆記などの意思疎通支援は必要不可欠な前提です。

また、その他にも、憲法上の親が子どもを教育する権利（第26条）、社会保障を受ける権利（第25条）、個人の尊重（第13条）、平等（第14条）を侵害し、障害者基本法、（旧）障害者自立支援法に違反するものであると主張しました。

25条）、個人の尊重（第13条）、平等（第14条）を侵害し、障害者基本法、（旧）障害者自立支援法に違反するものであると主張しました。これに対し、高松市は、「憲法、法律違反はない。今回、東京の専門学校に手話通訳を派遣することは市の義務ではなく、市の裁量的な判断で派遣するかどうかを決定

■「勝ち取った」和解

裁判中の2013年3月に厚生労働省から意思疎通支援事業についてのモデル要綱が示されました。このモデル要綱は、全日本ろうあ連盟が厚生労働省の委託を受けて検討を重ねたものであり、今回の裁判のことも意識して作成されたものです。また、同年10月には、日本初の手話条例が鳥取県で制定され、2014年1月には、ついに障害者権利条約が批准されました。



提訴報告集会で訴える原告Iさん

高松地方裁判所に提訴

このような流れが追い風となつて、高松市は、2014年4月、上記のモデル要綱の内容を取り入れて市の要綱を改正し、今回のようなケースも派遣が認められるようになりました。

具体的には、①派遣の対象となる区域が「香川県内」に広がり、派遣先が遠隔地の場合も、派遣先の市区町村に依頼して手話通訳を派遣することができると明記されました。また、②派遣対象についても、「日常生活及び社会生活を営むために必要な行為」と幅広く規定されました。改正後の派遣のペースは約2倍となっているそうです。

これでIさんが裁判を提起した目的は達成され、10月22日に和解となりました。この和解は、勇気を出して立ち上がったIさん、高松、全国の支援者の方々、弁護士が力を合わせて「勝ち取った」和解です。このような流れが全国に広がっていけばと思います。

*高松市の手話通訳派遣を考える会
<http://takamatsu-hakenjindo.com/>

藤木和子（ふじき かずこ）

弁護士、筑波技術大学非常勤講師
（法律学）